

農地制度がかわりました

- 平成21年6月に「農地法等の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日から「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行されました。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することを目的としています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されました！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました(一定の要件を満たす必要があります)。

農地の借り受け者の範囲



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されました。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 農地転用等に対する処分・罰則が強化されました。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されました！

- すべての遊休農地が指導の対象となりました。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になりました！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



詳しくは、村農業委員会(☎49-3197)へお問い合わせください。

3

月から4月にかけては、転勤や就職、進・入学などにより住民異動が多くなります。この時期、初めて住所を変更するという方も多いことでしょう。

正しい住所を届けていないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられなくなる場合があります。さらに、お子さんの入学などさまざまな影響が出てきてしまいます。

右の表に該当する方は、届け出の種類に応じて必要なものを持参し、役場住民福祉課窓口で異動の手続きを行ってください。

また、国民健康保険や国民年金に加入している方は、保険証や年金手帳も忘れずに持参してください。

3月・4月は住民異動シーズン
届け出をお忘れなく

■住所変更などの主な届け出

こんなとき	届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
村外から移ってきたとき	転入届	□転出証明書(前住所地で発行) □国民年金手帳(加入者のみ) □小・中学校児童がいる時は在学証明書	本村に来てから14日以内
村外へ移るとき	転出届	□国民健康保険証(加入者のみ) □印鑑登録証(登録者のみ) □転出先の住所	村外に移る前に
村内で住所を変更したとき	転居届	□国民年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)	引っ越した日から14日以内
世帯主が変わったとき	世帯主変更届	□国民健康保険証(加入者のみ)	変更した日から14日以内
加入している保険が変わったとき	取得届	□国民健康保険証(世帯に加入者がいる場合) □資格喪失証明書	異動した日から14日以内
	喪失届	□国民健康保険証 □新しい保険証	異動した日から14日以内

※印鑑はどの届け出にも必要ですので、忘れずに持参してください。

鹿角平天文台のドームが
新しくなりました

●問い合わせ 村企画調整課☎49-3115

